

# 川崎市立菅生小学校

## P T A 規 約

### 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、川崎市立菅生小学校 P T A と称し事務所を同校におく。

### 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、会員がたがいに協力して、会員相互の教養の向上と親睦をはかり、家庭、学校、社会での児童の健全な成長をはかることを目的とする。

### 第 3 章 活 動

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 民主的教育の推進と、その具体化をはかるために必要な事項。
2. 児童の教育、厚生福祉の増進をはかるために必要な事項。
3. 教育的環境の整備をはかるために必要な事項。
4. 会員相互の教養を高めるために必要な事項。
5. その他の前条の目的達成に必要な事項。

### 第 4 章 運 営 方 針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする任意の団体として次の方針に従って活動する。

1. 青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体または機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を主目的とするような活動は行わない。
3. 教育の向上のために意見や参考資料は提出するが、学校管理や教職員の人事に干渉しない。
4. 取得した個人情報、P T A の役員及び委員選任、P T A 活動以外の目的には使用しない。(詳細は、巻末に追記する。)

## 第 5 章 会員の組織地域区分

第 5 条 本会は、次のような会員で組織する。

1. 本校児童の保護者で本会に入会を希望するもの。なお、入退会の手続きは別途細則に定める。但し、児童が卒業する年度の役員はその限りではない。
2. 本校の教職員。

第 6 条 本会は、関係地域を次のように区分する。

1. 初山
2. 長沢
3. 蔵敷第一団地
4. 清水台住宅
5. 蔵敷
6. 学区外

## 第 6 章 会 計

第 7 条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

第 8 条 本会の会費は、会員 1 世帯あたり月額 3 0 0 円とする。ただし、事情により、運営委員会の議を経て会費の免除を行うことができる。

第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会において承認を得なければならない。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 7 章 役員及び会計監査

第 11 条 本会の役員及び会計監査は次の通りとする。

会 長	1 名	保護者
副会長	若干名	保護者
会 計	1 名	保護者
書 記	3 名	保護者 (2)・教職員 (1)
会計監査	2 名	保護者

第 12 条 役員及び会計監査の選出承認は次の通りとする。

1. 役員候補選考委員会は、保護者、教職員、並びに運営委員会より若干名を互選し構成する。人数は細則に定める。

正副委員長は、全委員の中から互選により選出する。

2. 役員は、役員候補選考委員会で選出する。  
教職員よりの役員候補者は学校において選出する。
3. 新役員の承認は、総会にて行う。

第13条 役員は、任期は1ヶ年とし、総会の終了を以て満了とする。但し再選をさまたげない。なお、役員に欠員が生じた場合は役員会の推薦により運営委員会の承認を得て補充する。但し会長に欠員が生じた場合に限り副会長が昇格する。

第14条 役員は、任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄すると共に必要に応じて役員会を招集し、運営について審議調整する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときに、これを代理する。
3. 会計は、本会の金銭の収支を記録し、会計監査の監査を経て決算報告を行う。
4. 書記は、本会の諸会合の通知及び議事の記録文書の処理その他の庶務を行う。
5. 役員は、常任委員会を分担し委員会に出席して助言することができる。

第15条 会計監査は前期・後期に会計監査を行い総会で報告する。

## 第 8 章 総 会

第16条 総会は、全会員を以て構成され、本会の最高議決機関であり、毎年度初め定期に開かれる。但し必要に応じて臨時総会を招集することができる。  
会長は、これを招集する。

第17条 総会は、つぎの事項を議決、または承認する。

1. 新役員の承認
2. 前年度の事業報告・決算報告の承認
3. 年度事業計画・年度予算の審議決定
4. 規約の改正及び改廃
5. その他重要な事項の審議決定

第18条 総会は会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席者を以て成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第 9 章 運営委員会

第19条 運営委員会は、役員、各常任委員会の正副委員長、校長及び教頭を以て構成する。ただし、会長が許可した者は出席できる。また、会長は必要に応じ出席を求めることができる。

第 20 条 運営委員会は、原則として毎月 1 回開催し、また、必要に応じて会長が随時招集する。

第 21 条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 常任委員会で立案した事業計画の審議調整並びに会員の要求、希望を考慮し総合計画を立案する。
2. 総会に提出する議案並びに運営に関すること。
3. 総会の議決事項並びに会務を遂行する年度予定を作成する。
4. 特別委員会設立の必要あるときは、運営委員会において協議し、これを構成する。特別委員は、その目的により会員以外から選出することをさまたげない。
5. その他、この会の運営に必要と認めたこと。

第 22 条 運営委員の任務はその年度とする。但し再選をさまたげない。

## 第 10 章 常任委員会

第 23 条 各地区の保護者及び各学級の保護者は、民主的選出方法により各常任委員の選出を行い、会長が委嘱する。正副委員長は委員の互選とする。

第 24 条 常任委員会は、校外地区委員会、学年委員会、すがおフェス委員会、広報委員会、成人教育委員会とし各委員長がこれを招集する。

第 25 条 各常任委員会の委員は次の通りとする。人数は、細則に定める。

1. 校外地区委員会  
各学年より選出し、校外地区委員会を構成する。
2. 学年委員会  
各学年より選出し、学年委員会を構成する。
3. 広報委員会  
各学年より選出し、広報委員会を構成する。
4. 成人教育委員会  
各学年より選出し、成人教育委員会を構成する。
5. すがおフェス委員会  
各学年より選出し、すがおフェス委員を構成する。

第 26 条 常任委員会の任務は次の通りとし、その活動計画を運営委員会にはかる。

1. 校外地区委員会

児童の校外生活指導を行い、地区毎の集会等を通じて、地区環境の安全、良化に努める。

2. 学年委員会

各学年の要望を調整し、教育環境の改善良化に努める。

3. 広報委員会

広報活動を通じて会員意識の向上を図る事に努める。

4. 成人教育委員会

会員及び児童の教養を高めるため、講習会、その他の研修会について立案計画実施する。

5. すがおフェス委員会

すがおフェスを通して、児童・保護者・学校・地域との親睦をはかることを目的とし、その企画、運営、実施する。

## 第 11 章 規約の改正

第 27 条 規約の改正は、総会において提案し、出席者の過半数の賛成で成立する。

## 第 12 章 付 則

第 28 条 運営上に必要な細則は別に定める。

第 29 条 細則は運営委員会出席者の過半数をもって制定及び改廃することができる。制定及び改廃された細則は、次期総会で報告しなければならない。

## 附 則

- (1) この規約は、昭和 42 年 4 月 1 日より実施する。
- (2) この規約は、昭和 44 年 4 月 1 日一部改正。
- (3) この規約は、昭和 48 年 4 月 1 日一部改正。
- (4) この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日一部改正。
- (5) この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日一部改正。
- (6) この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日一部改正。
- (7) この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日一部改正。
- (8) この規約は、平成元年 3 月 1 日一部改正。

- (9) この規約は、平成11年4月1日一部改正。
- (10) この規約は、平成12年4月18日一部改正。
- (11) この規約は、平成15年2月26日一部改正。
- (12) この規約は、平成17年3月3日一部改正。
- (13) この規約は、平成19年5月15日一部改正。
- (14) この規約は、平成22年3月1日一部改正。
- (15) この規約は、平成23年3月3日一部改正。
- (16) この規約は、平成25年2月22日一部改正。
- (17) この規約は、平成27年2月17日一部改正。
- (18) この規約は、平成28年2月16日一部改正。
- (19) この規約は、平成29年5月12日一部改正。
- (20) この規約は、平成30年5月11日一部改正。
- (21) この規約は、令和元年5月10日一部改正。
- (22) この規約は、令和5年5月4日一部改正。

## P T A 慶弔規定

1. 本会の慶弔餞別等に関しては、原則としてこの規定によります。
2. この規定は役員会で立案審議し、運営委員会の同意を得て決定します。改正する場合もまた同じです。
3. この規定に定められた以外の場合、又はこの規定の適用が甚だしく適切でないと認められる特殊な事態が起きた場合は、P T A会長の判断で適切な処置をとり、事後において役員会及び運営委員会に報告し了解を得るものとします。

### 【慶弔】

- (1) 会員死亡の場合は、本会から金10,000円の香典又は物品を供えます。
- (2) 在校児童死亡の場合は、会員死亡の場合を適用します。(但し登下校、学校管理下の場合は別に協議します。)

### 【送別】

- (1) 本校職員転任、退任の場合、本会から(保護者より・児童より)花束を送ります。
- (2) 役員、会計監査退任の場合は、感謝状又は記念品を贈呈し謝意を表すことができます。

#### 付 記

前項の規定の外、本会又は、学校に特に功績のあった者については、P T A会長と学校長で協議し決定します。

# 川崎市立菅生小学校

## P T A 細 則

### 予算編成 細則

- 1 P T A会長は、毎会計年度予算を調製し、新年度総会において議決を必要とする。しかし、総会の議決前に執行すべき予算は、P T A会長の専決処分として予算執行ができる。
- 2 毎会計年度の予算案は、前年度末までに新旧役員により予算編成作業を実施し、総会に提案しなければならない。
- 3 P T A運営経費は、主に会員から徴収する会費を財源とするものであり、適正且つ有効に活用するため、次の事項を基に予算編成をしなければならない。
  - (1) 新年度の活動方針及び活動計画に基づき、健全な予算編成作業をおこなう。
  - (2) 各常任委員会は、前年度予算と決算見込みの比較を総括し、新年度の重点事業を円滑に実施できるよう計画に基づいた編成作業をおこなう。
  - (3) 各常任委員会は、(2)を原則として、新年度の予算要求をおこなう。
  - (4) 特別活動費は、学校やその他団体等から予算要望をおこない、経費の配分を決定する。
  - (5) 予算編成は、原則としてP T A活動の目的、活動方針に沿い、P T A内外からの要望、意見を参酌しながら編成作業をおこなう。

※参酌=まわりの状況や他の意見などを考え合わせて参考にすること

### 決算 細則

- 1 決算における実質収支は、2分の1を超えない額で周年事業費に繰り入れ、残りを次年度繰越金とする。

### 新委員会設置 細則

- 1 地域教育活動委員会を新たに設置する。本委員会は非常任委員会とし、活動内容は地域教育会議など学校外の活動への参加とする。

### 委員定員数 細則

定員については、以下の定員を原則とする。定員に満たない場合はこの限りではなく、全ての候補者より補充する。

#### 1. 役員候補選考委員会の定員数 細則 (人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
役員候補選考委員	1	1	1	1	1	0	5

#### 2. 地域教育活動委員会の定員数 細則 (人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
地域教育活動委員	0	0	0	2	2	2	6

#### 3. 運営委員の定員数 細則 (人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
すがおフェス	4	4	4	4	4	4	24
学年	3	3	3	2	2	3	16
広報	4	4	3	3	2	2	18
成人教育	2	2	2	2	2	0	10
校外地区	3	3	3	3	3	0	15

この細則は、令和5年5月4日付で一部改正及び追記。

### 入退会手続き 細則

- 1 本会への入会手続きは、PTA登録カードの提出をもって入会とする。
- 2 児童の卒業、提出をもって本会を退会するものとする。また、退会を希望する者は、本会の定める様式に則った退会届を本会の本部役員に提出することによって、本会を退会することができる。但し、退会届の提出期間は年度末に限ることとし、転出を除き年度途中の退会はできないものとする。